

## 1. 介護施設等の整備及び運営について

### (1) 平成 28 年度における高齢者施設に対する施設整備費等の補助制度について

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年の超高齢化社会の到来を見据え、高齢者が重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して日常生活を継続することができる社会である地域包括ケアシステムの構築を着実に推進していくことが重要である。

このうち、施設サービス等を提供する高齢者施設の基盤整備に関しては、引き続き、地域密着型サービスの施設・設備等に対する財政支援を行っていくこととしているので、各地方自治体におかれては、必要に応じて当該補助制度を活用しながら、地域の実情を踏まえた地域包括ケアシステムの構築を推進していただくようお願いする。

#### ア 地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）について

##### (i) 予算額及び対象事業

平成 28 年度予算案においては、平成 27 年度当初予算額と同額の 634 億円（公費ベース。国費ベース 483 億円。）を計上し、地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービスの施設の整備に必要な経費や、介護施設（広域型施設を含む。）の開設準備等に必要な経費、特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修など介護サービスの改善を図るための改修に必要な経費等の助成を行うこととしている。

対象事業については、定期借地権の一時金の支援等平成 27 年度補正予算で拡充等を行った内容も平成 28 年度当初予算の事業対象に含めることとしているので、積極的に活用されたい。

各地方自治体におかれては、本基金を活用して介護施設等の基盤整備を推進されるようお願いする。

##### (ii) スケジュール

平成 28 年度当初予算分にかかる協議スケジュールについては検討中であ

り、おって内示時期等についてお示しすることとしている。

### (iii) その他

- 定員30人以上の広域型の特別養護老人ホーム等については、地域医療介護総合確保基金を積み増し、施設の開設準備（既存施設の増床を含む。）に要する経費等の支援を行うこととしており、増床も含めて着実に整備が進むよう、より一層の取組強化をお願いする。
  
- また、広域型の特別養護老人ホーム等を含め、既存の施設を運営する法人が、サテライト型居住施設として地域密着型特別養護老人ホームを運営する場合には、当該サテライト型居住施設の建設に、地域医療介護総合確保基金を充てて行うことができるので周知徹底願いたい。
  
- 各都道府県・市町村においては、地域の実情・ニーズに応じて、地域密着型サービスの整備はもちろんのこと、広域型サービスの整備についても併せて積極的に進めていただき、効果的なサービスの提供が図られるよう配慮をお願いしたい。
  
- なお、福祉サービスが個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない（社会福祉法第3条）とされていることも踏まえ、福祉サービスを提供する施設を整備するにあたっては、費用対効果も念頭においた効率的・効果的な施設整備となるよう配慮をお願いしたい。

(参考) 【サテライト型居住施設のイメージ】

本体施設 (例:50~70 床)

サテライト型居住施設 (※)  
(~29 床)



※ サテライト型居住施設については、本体施設と適切に連携がなされている場合は、人員基準・設備基準が緩和される。

例：本体施設が広域型特別養護老人ホームの場合、

◎ 医師・栄養士・機能訓練指導員・介護支援専門員を置かなくてもよい

◎ 生活相談員を置く場合、常勤ではなく、常勤換算方法で1以上でよい

◎ 看護職員のうち1人以上について、常勤ではなく、常勤換算方法で1以上でよい

■ 調理室の代わりに簡易な調理設備を設ければよい

■ 医務室の代わりに必要な医薬品・医療機器・臨床検査設備を設ければよい

## イ 平成 28 年度の地域介護・福祉空間整備等交付金等について

### (i) 予算額及び対象事業

平成 28 年度予算における地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（以下「ハード交付金」という。）については、既存介護施設等におけるスプリンクラー整備支援事業等に支援を行うこととしている。

(参考) 平成 28 年度ハード交付金及びソフト交付金の対象事業

#### 1. ハード交付金

- ・ 既存介護施設等のスプリンクラー整備支援事業
- ・ 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

### (ii) スケジュール

国庫補助協議額の状況をふまえて早期に内示する予定で検討中である。

## (2) 特別養護老人ホーム等の建物所有要件に係る規制緩和

### ア 要件緩和の内容について

- 特別養護老人ホーム（サテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホームを除く、以下同じ。）を設置しようとする社会福祉法人が、以下の要件を満たしている場合には、その用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこととする。この場合において、当該特別養護老人ホームに併設される老人短期入所施設についても、その用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこととする。

#### 【要件】

- ・ 当該特別養護老人ホームが設置される地域が都市部地域（国勢調査における人口集中地区及びその周辺地域等特別養護老人ホームの整備の必要性が高いが土地の取得が困難と当該特別養護老人ホームが設置される市区町村が認める地域をいう。）であること。
- ・ 入所施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業及び同条第4項に規定する事業のうち、利用者を入所させて保護を行うものに係る施設をいう。以下同じ。）を経営している既設の社会福祉法人であること。
- ・ 当該特別養護老人ホームの用に供する建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けている施設の定員の合計数が、当該社会福祉法人が設置する全ての入所施設の定員の合計数（貸与を受けている施設の定員の合計数を含む。）の2分の1を超えないこと。
- ・ 当該特別養護老人ホームが設置される都道府県（当該都道府県と隣接する都道府県を含む。）において、既に当該社会福祉法人が他の特別養護老人ホームを経営していること。
- ・ 貸与を受けている不動産について、当該特別養護老人ホームを経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。この場合において、建物の賃貸借期間は30年以上とすること。
- ・ 当該社会福祉法人の経営状況が安定していること。

- ・ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源として1000万円以上に相当する資産（現金、預金又は確実な有価証券に限る。）が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、当該社会福祉法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

## イ その他

- 施行は、パブリックコメント終了後に速やかに実施する予定。

### (3) 国有地の活用について

- 今般、「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策として、用地確保が困難な都市部等において、賃料減額といった国有地の更なる活用を行うことなどにより、介護施設等の整備を促進することとされた。
- これを受けて、財務省において介護施設等整備の加速化に資するよう、地方公共団体との連携の下、定期借地権に係る減額貸付等により国有地の更なる活用を進めることとなったところ。現在、対象地域を管轄する財務局より各都道府県、市区町村に対して、当該制度の周知とともに、介護施設整備に適した未利用国有地に係る情報について、地方公共団体とも協議の上、順次情報提供が始まっているものと承知している。
- 介護施設等を整備する際に、地方公共団体が事業者の選定を行う場合には透明性及び公平性の確保が重要である。

国有地を活用した介護施設等を整備するに当たっては、国有地が国民共有の貴重な財産であることを踏まえ、その貸付相手方の決定にあたり透明性及び公平性に留意することが特に重要である。この点、財務局が未利用国有地の貸付相手方を決定する際には、地方公共団体からの意見を尊重し、貸付相手方を決定することとされていることから、各地方公共団体におかれては、財務局による未利用国有地の貸付相手方決定の際の意見提示にあたり、透明性及び公平性に留意して実施いただく様にお願いした

い。

また、財務省においては、各地方公共団体に提供した未利用国有地のリストを各財務局のホームページに速やかに掲載することとしていることから、必要に応じて、適宜管内の社会福祉法人等にも周知していただきたい。

#### **(4) 介護施設等の防災対策への取組等について**

##### **ア 介護施設等の防災対策の推進について**

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の介護施設等の耐震化の状況については、「社会福祉施設等の耐震化状況調査」（平成25年10月時点の状況調査。平成26年の状況はとりまとめ中。）の調査結果によると、全国での耐震化率は92.8%となっており、一部の介護施設等においては未だ耐震化が図られていない状況にある。

国土強靱化基本法に基づく国土強靱化基本計画や国土強靱化アクションプランでは、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくこととされており、また、南海トラフ地震や首都直下地震等が想定されることを踏まえれば、できる限り早期に全ての介護施設等の耐震化を完了することが必要である。

また、介護施設等のスプリンクラー設置が平成27年4月から原則として全ての介護施設等に義務付けられたことを踏まえ、平成28年度当初予算においても、介護施設等の防災対策を推進するために必要な経費をハード交付金に計上したところである。

各都道府県、市町村においては、介護施設等の耐震化及びスプリンクラー設置が未整備の施設等の把握を行うとともに、該当施設の設置者等に対して、ハード交付金等の支援策の周知と併せて、その整備を促していただくようお願いする。

なお、スプリンクラー設備の整備等防火対策の推進に当たっては、消防部局・建築部局等との情報共有・連携体制を図っていくことが重要である。国土交通省が実施した建築基準法違反（防火・避難関係規定等）に係るフォローアップ調査では、多くの特定行政庁において、消防部局・建築部局等との情報共有・連携体制が進んでいないとの結果であった。（国土交通省ホームページ参照（[http://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000609.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000609.html)））各都道府県等におかれ

ては、事前に昨年3月にお示しした「グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局及び建築部局による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン」を参考の上、積極的に関係部局と調整を図られるようお願いする。

なお、老人福祉法第29条第1項に基づく届出を行っていない有料老人ホーム（いわゆる未届の有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホームを除く。））については、補助対象外としているので念のため申し添える。

## **イ 社会福祉施設等の土砂災害対策の徹底について**

昨年発生した「平成27年9月関東・東北豪雨」による栃木県及び茨城県内における土砂災害は、地域社会に甚大な被害を及ぼすとともに、介護施設を含む社会福祉施設等も被害を受けたところである。

社会福祉施設等の土砂災害対策の推進については、これまでも「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成22年）7月27日付社援総発0727第1号国河砂第57号厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長連名通知）により民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしているところである。

また、平成26年8月豪雨による広島県内の土砂災害を受けて、平成26年11月には「土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律109号）が公布されており、土砂災害警戒区域内における警戒避難体制をさらに充実・強化していくこととされている。

各都道府県におかれては、砂防部局や管内市町村と連携体制を強化し、土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、該当施設に対し、消防機関、市町村、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の状況の情報共有や避難時や避難後の円滑な支援を行うための協力体制を確立するなど土砂災害対策に万全を期すよう、必要な助言等をお願いする。

## **ウ 社会福祉施設等における木材利用の推進について**

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等に

おける木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）において、木材を利用した施設の居住環境がもたらす情緒的な効果は極めて有効であるとされていることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び関連事業者等に対し周知をお願いしたい。

## **エ 介護施設等におけるPFI事業の推進について**

PFI事業については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する事業の実施に関する基本方針」（平成25年9月20日閣議決定）に基づき、その取組を推進しているところであるが、介護施設等においても公立の施設等を設置する際には積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び関連事業者等に対し周知をお願いしたい。

## **オ コンパクトシティに向けた取組と整合する介護施設等の整備の推進について**

人口減少や高齢化により拡散した低密度な市街地においては、今後、住民の生活を支える医療・福祉・商業等のサービスの提供や地域活力の維持が困難になるおそれがあることから、平成26年の都市再生特別措置法改正を受け、多くの市町村において、持続可能なまちづくりを進めるため、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組が進められている。

国においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）に基づき、関係省庁横断の「コンパクトシティ形成支援チーム」（関係省庁申合わせにより平成27年3月設置）を通じて限られた資源の集中的・効率的な利用や効果の一層の発現を図るため、関係諸施策と整合的に取組が進められるよう市町村への支援を行っているところであり、地域包括ケアシステムの構築についても、コンパクトシティとの一体的推進を図るため、地方公共団体における関係部門間の連携促進、介護施設等の整備に当たっての配慮等に取り組むこととされたところである。

（平成27年9月）



については、介護施設等の整備に関する事業に係る市町村計画等の事業選定にあたり、当該市町村が取り組むコンパクトシティ施策との整合への配慮について検討いただくよう、管内市町村への周知をお願いしたい。

○都市再生特別措置法の一部を改正する法律（国土交通省ホームページ）

<http://www.mlit.go.jp/common/001031115.pdf>

○コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省ホームページ）

[http://www.mlit.go.jp/toshi/city\\_plan/toshi\\_city\\_plan\\_tk\\_000016.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000016.html)

○コンパクトシティの形成に向けた今後の取組について（案）（国土交通省ホームページ）

<http://www.mlit.go.jp/common/001104614.pdf>

○コンパクトシティ形成に向けて「立地適正化計画の作成について具体的な取組を行っている都市（平成27年12月31日現在）」（国土交通省ホームページ）

<http://www.mlit.go.jp/common/001118674.pdf>

## (5) 特別養護老人ホーム等における福祉サービス第三者評価事業の推進について

「福祉サービス第三者評価事業」は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上で、サービスの質の向上に結び付けること及び受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としている。

本事業については、平成 26 年 4 月に『福祉サービス第三者評価事業に関する指針について』の全部改正について(平成 26 年 4 月 1 日雇児発 0401 第 12 号、社援発 0401 第 33 号、老発 0401 第 11 号)を発出し、評価項目の整理・統合等の共通評価基準ガイドライン等の見直しを行い、施設・事業所における主体的かつ継続的な質の向上に向けた取組の促進を図っているところである。

今般、サービスの更なる向上及び利用者のサービス選択に資する情報の提供を進める観点から、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護、訪問介護における福祉サービス第三者評価事業の受審率の引上げを目指し、「前年度以上の受審率」を目標に、関係機関等とも連携を図りながら本事業の更なる推進に向けて取り組んでいくこととしているので、地方公共団体におかれては、その旨ご了知いただくとともに、管内の介護施設等に対して、本事業の積極的な受審を促していただくようご協力をお願いします。

(参考) 特別養護老人ホーム等における第三者評価事業の受審状況 (平成 26 年度)

主な施設・サービス種別	平成 26 年度 受審数	全国施設数	受審率	平成 26 年度迄の 累計受審数
特別養護老人ホーム	419	6,754	6.20%	4,392
養護老人ホーム	46	953	4.83%	426
軽費老人ホーム(ケアハウス)	36	2,198	1.64%	328
通所介護	235	38,127	0.62%	2,170
訪問介護	90	32,761	0.27%	881

【全国社会福祉協議会調査】

※全国施設数は「平成 25 年社会福祉施設等調査報告」「平成 25 年介護サービス施設・事業所調査」の調査対象施設・事業所数

## (6) 特別養護老人ホームにおける看取り介護の体制の一層の充実について

平成 27 年度の介護報酬改定においては、看取り介護加算の要件等を見直し、入所者及びその家族等の意向を尊重しつつ、施設における看取りに関する理解の促進を図ること、及び、看取り介護の質を向上させるため、看取り介護の体制構築・強化を P D C A サイクルにより推進することを要件として、看取り介護の充実を図ることとした。また、施設において入所者等に対する看取り介護に関する報告会並びに、入所者、その家族等及び地域住民との意見交換による地域への啓発活動を行うこととした。

今後、地域包括ケアシステムの構築が進み在宅での看取りの増加が見込まれることから、特別養護老人ホーム等においては、生活の場における看取り介護の経験を地域へ還元することで地域住民の不安の解消に努めることも求められるところであり、こうしたことは地域への貢献として社会福祉法人の重要な役割でもある。

また、看取りに限らず、入居者の日常的な健康管理の一環として、高齢者介護施設における適切な医療提供体制を構築し、入居者の安全、安心の確保を図るためには、日頃より、地域の医師会等を含めた施設の配置医師、協力病院等の間で、緊急時等の対応を事前に協議すること等により、一層の連携体制が図られることが望ましい。

地方公共団体におかれては、こうした各施設の取組についてご理解ご協力を頂くとともに、管内の特別養護老人ホームにおける看取り介護の体制の一層の充実にご協力をお願いする。

(参考) 老人保健健康増進等事業における調査研究報告書 ( ) は実施主体名

- ・ 平成 26 年度「特別養護老人ホームにおける看取りの推進と医療連携のあり方調査研究事業報告書 平成 27 年 3 月」(公益社団法人全国老人福祉施設協議会/老施協総研)

<http://www.roushikyo.or.jp/contents/research/other/detail/225>

## (7) 職員研修について

### ア 看護職員研修について

高齢者権利擁護等推進事業における看護職員研修は、介護施設等の看護職員を対象として、講義・演習を通じて、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援するための実践的、専門的手法を修

得し、地域における高齢者の権利擁護のために必要な援助等を実践できる人材を養成することを目的とし、看護指導者養成研修及び看護実務者研修を実施していただいているところである。

本事業の一層の普及及び充実を図る観点から、平成 23～25 年度老人保健健康増進等事業（以下「老健事業」という。）における調査研究の報告を踏まえ、今年度、実施要綱を改正し、平成 27 年 4 月 1 日から適用したが、「看護実務者研修」については、新カリキュラムへの移行準備が整わない都道府県においては、平成 28 年 4 月 1 日までの間、改正前の旧カリキュラムにより当該研修を実施することとしても差支えないこととしたところである。来年度からは全ての地方公共団体において新カリキュラムでの実施が必要となるのでご留意願いたい。

また、平成 23 年度の老健事業において実施した調査によると、看護指導者養成研修へ公費派遣している都道府県及び看護実務者研修を実施している都道府県はともに約半数であった。都道府県におかれては、介護施設等の看護職員の資質向上に向け、研修の実施により一層ご尽力いただくようお願いする。なお、平成 25 年度の老健事業において、看護実務者研修の研修実施方法、研修テーマ、カリキュラム案及び研修テキストを提案しているため、看護実務者研修の実施の際にはご参照されたい。

（参考）老健事業における調査研究報告書（ ）は実施主体名

- ・ 平成 23 年度「介護施設等における高齢者権利擁護等の取組みの推進を担う看護職員の養成に関する調査研究事業報告書（平成 24（2012）年 3 月）」（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）  
[http://www.murc.jp/uploads/2012/07/report\\_4.pdf](http://www.murc.jp/uploads/2012/07/report_4.pdf)
- ・ 平成 24 年度「特別養護老人ホーム等に従事する看護職員の資質向上のための研修体制の構築に関する調査研究事業報告書（平成 25（2013）年 3 月）」（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）  
<http://www.murc.jp/uploads/2013/05/koukai130828.pdf>
- ・ 平成 25 年度「特別養護老人ホーム等に従事する看護職員の資質向上のための研修体制の構築に関する調査研究事業報告書（平成 26（2014）年 3 月）」（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）  
[http://www.murc.jp/uploads/2014/05/koukai\\_140513\\_c3.pdf](http://www.murc.jp/uploads/2014/05/koukai_140513_c3.pdf)
- ・ 平成 25 年度「特別養護老人ホーム等に従事する看護職員の資質向上のための研修体制の構築に関する調査研究事業報告書（テキスト編）（平成 26（2014）年 3 月）」（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）

[http://www.murc.jp/uploads/2014/05/koukai\\_140513\\_c3\\_text.pdf](http://www.murc.jp/uploads/2014/05/koukai_140513_c3_text.pdf)

## イ ユニットケアに関する研修について

### (i) ユニットリーダー研修等事業について

施設管理者研修では、ユニットケアの意義並びにユニットケアを効果的に提供するための環境整備及び管理の方法に係る内容を、ユニットリーダー研修では、ユニットケアの意義及びその具体的な手法並びにユニットケアを効果的に提供するための職員間のサポート体制等に係る内容をそれぞれ実施していただいているところである。

都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）におかれては、引き続きこれらの研修の実施主体として、研修の開催や受講者の推薦等、適切な研修運営をお願いします。

ユニットリーダー研修は、都道府県等が自ら行うほか、都道府県等が適切と認めた団体に委託することができる。この場合、都道府県等は、研修受託団体の研修に対する理念や研修実施体制、研修内容等を十分に把握し、必要に応じて適切な指導を行うとともに、研修受託団体がユニットリーダー研修実地研修施設の選定を行う際には、担当職員が現地調査に立ち会う等、積極的に関与していただき、研修の質の確保に努めていただきたい。

なお、都道府県等の判断により、研修を複数の団体に委託することも可能である。この場合、都道府県等は、研修修了者について、修了証番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を一元的に作成、管理するとともに、研修受講希望者が混乱しないよう、研修を実施する団体や日程等について事前に情報提供を十分に行っていただきたい。また、一つの施設を複数の都道府県等又は研修受託団体がユニットリーダー研修実地研修施設として指定することは差し支えないが、適切な研修を実施するため、研修日程の調整や当該研修実施施設における入所者及び職員への負担などに関して、関係者において適切に調整願いたい。

研修の実施に当たっては、研修受講生の利便性に鑑み、可能な限り職場から近い場所で研修を受講できるよう、ユニットリーダー研修実地研修施設の確保につ

いてご配慮いただきたい。

## **(ii) ユニットリーダー研修等の見直し**

現行のユニットリーダー研修は、平成 16 年度に概ね現在のカリキュラムで研修を開始してから約 10 年が経過しており、社会の変化や高齢者介護を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後もユニットケアを推進し、定着化させていくために必要な人材を育成できる研修として更なる強化を図っていく必要がある。

このため、平成 25 年度から老健事業を活用した検討を進めており、

- ・現在は研修受講対象者の基準が明確でないため、受講者間でレベルにばらつきがあることを踏まえた受講基準の明確化
- ・P D C A サイクルに沿った継続性のあるケアの質の向上
- ・ユニットリーダーに求められるマネジメント能力の強化
- ・ユニット職員に対する指導及び育成能力の強化

を中心にカリキュラムを再構成することとし、実践的な能力を修得しつつモチベーションを向上させるための研修手法である能動的学習（アクティブラーニング）を取入れることとしている。

なお、研修実施要綱の改正については、平成 28 年度以降を予定しており、十分な周知期間を置いて適用する。

## **(iii) 地方公共団体職員に対するユニットケアに関する研修**

ユニットケアの推進に当たっては、ユニット型施設に従事する職員に加え、地方公共団体職員もユニットケアに関する正しい知識を習得することが不可欠である。ユニット型施設の施設整備及びサービスマネジメントを適切に行うために、ユニットケアの理念、生活像、建物、運営、経営を理解し、事業者に対して適切な助言を実施するための知識を修得することを目的として、研修を開催するため本研修への積極的な参加をお願いする。

なお、平成 28 年度の施設整備担当者研修（定員 50 名）及びサービスマネジメント担当者研修（定員 50 名）については、国立保健医療科学院（埼玉県和光市）

において6月27日（月）から29日（水）の日程で開催を予定している。

## （8）介護施設等における感染対策等について

介護施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止並びに事故発生の防止及び発生時の対応については、各施設等の運営基準等において、施設等の講ずべき措置及び感染症や事故等の発生時の報告について定めるとともに、入所予定者に感染症や既往があった場合の適切な対応の徹底を通知しているところであり、各施設等に対し周知徹底及び適切な指導をお願いする。

（参考）

- ・「高齢者介護施設における感染対策マニュアル（平成25年3月）」の公表について  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/>
- ・平成24年度老健事業「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン（平成25（2013）年3月）」（株式会社三菱総合研究所）  
[http://www.mri.co.jp/project\\_related/hansen/uploadfiles/h24\\_05c.pdf](http://www.mri.co.jp/project_related/hansen/uploadfiles/h24_05c.pdf)

例年、冬季においては感染症の集団発生がみられるところであり、次の点に御留意の上、衛生主管部局と連携の上、各施設等に対して適切な指導をお願いする。

### ア 今冬のインフルエンザ対策について

インフルエンザについては毎年冬期に流行を繰り返し、一般的に若年層と比較し感染症に対する抵抗力が低いといわれる高齢者が集団で生活する場である介護施設等では、集団感染の発生のおそれがあり、十分な注意が必要である。都道府県等におかれては、介護施設等に対し必要な情報を適宜提供するとともに、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成27年12月9日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生主管部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いする。

（参考）

- ・厚生労働省ホームページ「平成27年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

- ・インフルエンザ施設内感染予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

- ・インフルエンザQ&A（平成27年度）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/ga.html>

- ・国立感染症研究所感染症疫学センターホームページ

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

## イ ノロウイルスによる感染性胃腸炎対策について

ノロウイルスによる感染性胃腸炎については、今冬も介護施設等における集団感染が発生しており、適切な予防対策を講じることが極めて重要である。このような状況から、以下の通知を参考に衛生主管部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、介護施設等に対し適切な予防対策を講ずるよう指導の徹底をお願いする。

（参考）

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成27年12月8日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成19年12月26日付雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・ノロウイルス等検出状況（2015/16&2014/15シーズン）  
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/iasr-noro.html>
- ・ノロウイルスに関するQ&A  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html)

## ウ 感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等について

多数の高齢者が利用する介護施設等においては、集団感染が生じやすいことから、衛生主管部局、保健所及び市町村と連携の上、衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のために適切な措置が講じられるよう留意するとともに、施設内で感染症等が発生した場合の報告については、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中



毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」(平成 18 年 3 月 31 日付厚生労働省告示第 268 号)に基づき、適切な対応を徹底願いたい。

## エ 社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について

先般、以下の事務連絡により、社会福祉施設等における役務・施設に係る消費者事故等についても、消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)に基づく地方公共団体の長から消費者庁長官及び厚生労働省に対して通知しなければならないことを再周知したところであるが、十分に対応されているとは言い難く、報道等が行われているにも関わらず、厚生労働省に対して通知が行われていない事案が散見される。十分な対応をお願いします。

(参考)

・「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について(再周知)」(平成 27 年 5 月 29 日付消費者庁消費者安全課・消費者庁消費者政策課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課・厚生労働省社会・援護局福祉基盤課・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課・厚生労働省老健局総務課事務連絡)

## (9) 介護保険施設における身元保証人等の取扱について

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)において、身元保証人等がいないと入院・入所を認めない施設が一部に存在するとの指摘がある。

この点において、介護保険施設に関する法令上は身元保証人等を求める規定はない。

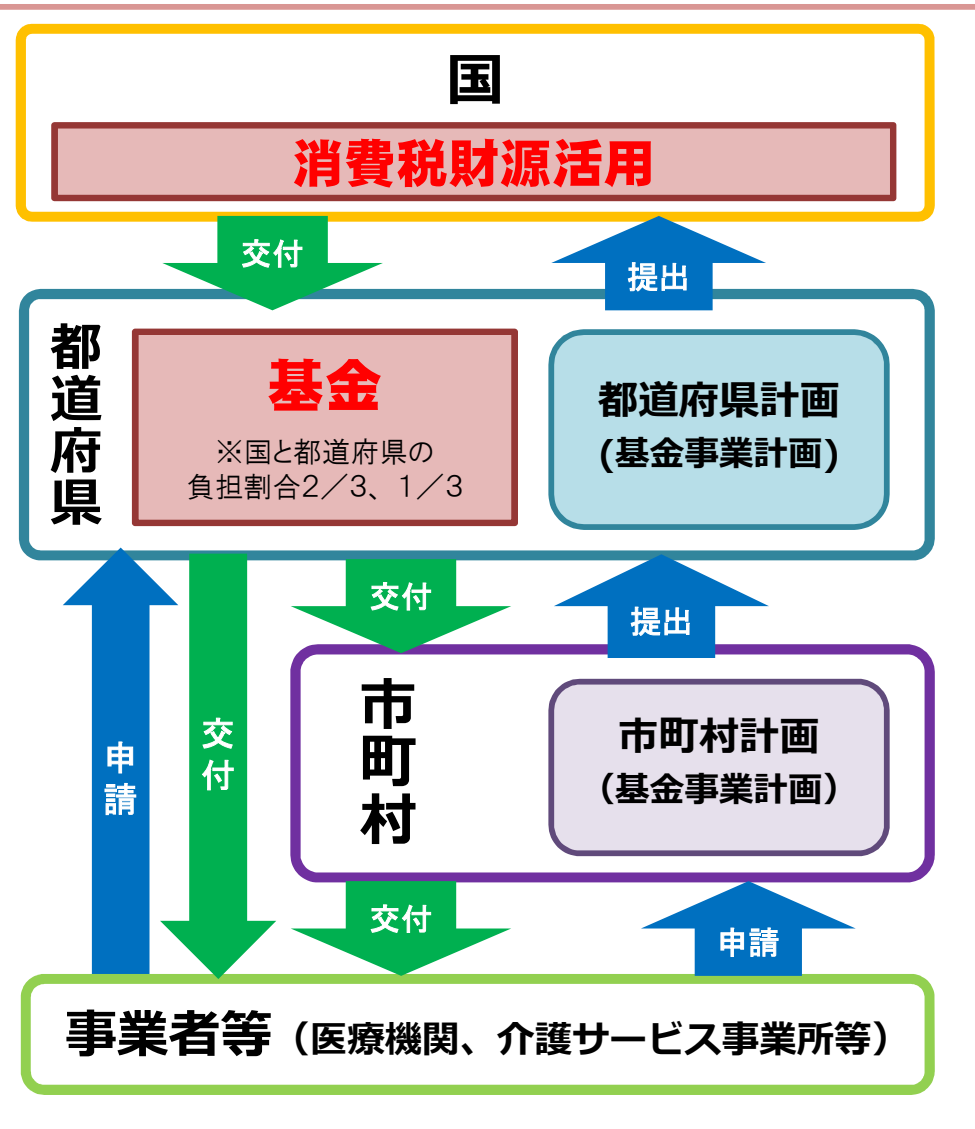
また、各施設の基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院・入所希望者に身元保証人等がいないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。

介護保険施設に対する指導・監督権限を持つ都道府県等におかれては、管内の介護保険施設が、身元保証人等がいないことのみを理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱を行うことのないよう、適切に指導・監督を行っていただきたい。

# 地域医療介護総合確保基金

平成28年度予算(案) 1,628億円  
(医療分904億円、介護分724億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



## 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
  - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
  - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**

医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

  - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
  - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施  
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

## 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

## 対象事業

### 1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援を行う。  
(対象施設) 地域密着型特別養護老人ホーム、小規模な老人保健施設・養護老人ホーム・ケアハウス、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、緊急ショートステイ等  
※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている。
- 地域密着型特別養護老人ホームの整備の際、他の施設等との合築・併設を行う場合に補助単価の加算を行う。
- 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。

### 2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備（既存施設の増床を含む）に要する経費について支援を行う。  
※定員30人以上の広域型施設を含む。
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- 土地の取得が困難な都市部等での施設整備を支援するため、定期借地権の設定のための一時金について支援を行う。
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備に対して支援を行う。

### 3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。
- 介護療養型医療施設等の老人保健施設等への転換整備について支援を行う。

- (参考)
- ◆ 都市部を中心とした在宅・施設サービスの整備の加速化・支援の拡充《平成27年度補正予算》
    - ・ 2020年代初頭までに、介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指し、約10万人分の在宅・施設サービスの前倒し、上乗せ整備等を支援する。(地域医療介護総合確保基金の積増し)
  - ◆ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)
    - ・ 介護予防・生活支援拠点の整備を推進。《平成27年度補正予算》
    - ・ 既存介護施設におけるスプリンクラー等の整備や耐震化改修を行い、介護施設等の防災対策を推進。
  - ◆ 地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金)
    - ・ 介護予防・生活支援拠点の実施に必要な設備等に要する経費を支援。《平成27年度補正予算》

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

## 参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
  - 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
  - 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
  - 介護未経験者に対する研修支援
  - 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施
  - ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化
- 等

## 資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
    - ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
    - ・ 喀痰吸引等研修
    - ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
    - ・ 介護支援専門員に対する研修
  - 各種研修に係る代替要員の確保
  - 潜在介護福祉士の再就業促進
    - ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施
    - ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握
  - 認知症ケアに携わる人材育成のための研修
  - 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
    - ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修
  - 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 等

## 労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
  - 管理者等に対する雇用改善方策の普及
    - ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
    - ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援
    - ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施
  - 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援
  - 子育て支援のための代替職員のマッチング
- 等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

# 地域医療介護総合確保基金を活用した在宅・施設サービスの整備の加速化

平成27年度補正予算額 921億円(国費ベース)

## 在宅・施設サービスを前倒し、上乘せ整備

介護離職防止及び特養待機者の解消を図るため、2020年代初頭までに、約10万人分の在宅・施設サービスを前倒し、上乘せ整備するよう支援(地域医療介護総合確保基金の上積み)する。

\*このほか、サービス付き高齢者向け住宅を約2万人分整備(国土交通省予算)

約12万人分増の整備が可能となるよう財政支援  
約38万人分以上(2020年度まで) ⇒ 約50万人分以上(2020年代初頭)

対象として想定している在宅・施設サービス  
(厚生労働省予算)

- ・特別養護老人ホーム
- ・特定施設(ケアハウス)
- ・介護老人保健施設
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症グループホーム
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

約10万人分増

サービス付き  
高齢者向け住宅  
(国土交通省予算)

約2万人分増

## 定期借地権の一時金の支援(拡充)

施設等用地の確保を容易にし、特養等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して、土地所有者に支払われた一時金(賃料の前払い)の支援の対象を拡充する。

\*定期借地権(50年間)で国有地を始めとした施設用地を借りる場合に、一時金の一部(最大路線価額の1/4以内)を支援。

\*特別養護老人ホーム等(広域型施設含む)を整備する際に他の介護施設や事業所を合築・併設する場合には、当該合築・併設施設等の敷地についても対象面積に追加。

\*今後需要増が見込まれる「看護小規模多機能型居宅介護事業所」等について支援対象施設に追加。

## 介護施設等の合築等支援(新規)

限られた用地で効率的に介護施設の整備を行い、効果的な介護サービスを提供するため、介護施設等の合築・併設を行う場合に補助単価を加算する制度を新設する。

\*地域密着型特別養護老人ホームを整備する際に、他の介護施設や事業所との合築・併設を行う場合は、配分基礎単価に0.05を乗じた額を加算。

## 空き家を活用した在宅・施設サービス基盤整備支援(一部新規)

限られた用地で既存資源を有効活用した整備を推進するため、空き家を改修した在宅・施設サービス基盤の整備を支援する。

\*空き家を活用した認知症グループホームや小規模多機能型居宅介護事業、看護小規模多機能型居宅介護事業の整備を行う場合の単価を新設。

# 定期借地権の一時金の支援(拡充)

施設等用地の確保を容易にし、特養等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して、土地所有者に支払われた一時金(賃料の前払い)の支援(※)の対象を拡充する。

※定期借地権(50年間)で施設用地を借りる場合に、一時金の一部(最大路線価額の1/4以内)を支援

- ① 今後需要増が見込まれる「看護小規模多機能型居宅介護事業」等について支援対象施設に追加。
- ② 特別養護老人ホーム等(広域型施設含む)を整備する際に他の介護施設や事業所を合築・併設する場合には、当該合築・併設施設等の敷地についても対象面積に追加。
- ③ 国や地方公共団体による土地の貸与や他の介護施設等との合築・併設について、支援対象に優先的に採択。

## (現行の支援対象施設)

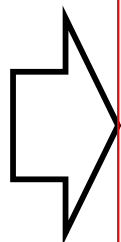
### 【本体施設のみ】

#### ○定員30名以上の広域型施設

- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定)
- ・養護老人ホーム

#### ○定員29名以下の地域密着型施設等

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定)
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・小規模多機能型居宅介護事業所



## (拡充後の支援対象施設)

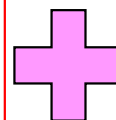
### 【本体施設】

#### ○現行支援対象施設



#### ○定員29名以下の 地域密着型施設等

- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・都市型軽費老人ホーム
- ・養護老人ホーム
- ・介護職員等のための施設内保育施設



### 【合築・併設施設】

#### ○本体施設に合築・併設する施設 (定員29名以下の地域密着型施設等)

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ・認知症対応型デイサービスセンター
- ・介護予防拠点
- ・地域包括支援センター
- ・生活支援ハウス
- ・緊急ショートステイ

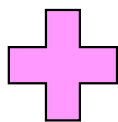
## 介護施設等の合築等支援(新規)

限られた用地で効率的に介護施設の整備を行い、効果的な介護サービスを提供するため、介護施設等の合築・併設を行う場合に補助単価を加算する制度を新設する。

- 地域密着型特別養護老人ホームを整備する際に、他の介護施設や事業所との合築・併設を行う場合は、配分基礎単価に0.05を乗じた額を加算。

### (本体施設)

・地域密着型特別養護老人ホーム



### (合築・併設施設)

#### ○定員29名以下の地域密着型施設等

- ・介護老人保健施設
- ・養護老人ホーム
- ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定)
- ・都市型軽費老人ホーム
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・認知症対応型デイサービスセンター
- ・介護予防拠点
- ・地域包括支援センター
- ・生活支援ハウス
- ・緊急ショートステイの整備
- ・介護職員等のための施設内保育施設

## 空き家を活用した在宅・施設サービス基盤整備支援(一部新規)

限られた用地で既存資源を有効活用した整備を推進するため、空き家を改修した在宅・施設サービス基盤の整備を支援する。

- 空き家を活用した認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業等の整備を行う場合の単価を新設。

### (補助対象施設)

- ・認知症高齢者グループホーム
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所

### (改修補助単価)

1施設あたり

850万円